

# 神奈川県 保険医新聞

発行所 神奈川県保険医協会 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 (TSプラザビルディング2階)  
電話045-313-2111(代表) F A X 045-313-2113 横浜中央郵便局私書箱第319号  
購読料 一部300円(会員の購読料は会費に含まれています) 発行人 加茂川 学

## 川崎支部版

編集：神奈川県保険医協会川崎支部 支部長：菊地弘毅

# 自信を持って請求しませんか？ 介護の仕組みから請求まで 歯科向け学習会開催

川崎支部は8月9日、中原市民館にて「歯科のための介護保険イロハ塾」介護保険の仕組みから請求まで」をテーマに支部研究会を開催。講師は協会事務局の田中主幹が務め、10名が参加した。

### 保険料滞納で制裁「自己負担3割」市内報告例も

はじめに「仕組み編」として、医療保険との相違点を示しながら介護保険の概要を説明。被保険者であるだけでなく、要介護認定を受けなければサービスを利用できないこと、必要に応じて出来高で給付される医療保険と異なり、介護保険は月の上限額の範囲内で予めメニューを組み合わせた「ケアプラン」を作成する必要がある、それに沿ってサービス提供されることとした(居宅療養管理指導はケアプランへの位置付けは必要なし)。また利用者負担は原則1割だが、保険料滞納の制裁として3割負担を課せられることもあり、実際に川崎市内の会員医療機関からの報告例があることに

も触れた。介護サービス提供前の準備としては、県に「事業所指定」を受けること、運営規定、院内掲示、利用者への説明文書、苦情処理工書の準備が必要とし、雛型を提示。居宅療養管理指導の算定を始めるにあたっては、利用者に説明文書を渡



(小梓・右から)司会の二村幹事と、講師を務めた田中主幹

歯科における要介護認定を受けた患者への算定(主な施設ごと)

施設の種類	訪問診療料	歯在管or居宅療養	訪衛指or居宅療養
病院(歯科標榜無)	○	歯在管	訪衛指
介護療養型病床	○	歯在管	訪衛指
特養(特別養護老人ホーム)	○	歯在管	訪衛指
ショートステイ(短期入所生活介護)	○	歯在管	訪衛指
老健(介護老人保健施設)	○	歯在管	訪衛指
特定施設(介護付き有老・サ高住)	○	居宅療養	居宅療養
グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	○	居宅療養	居宅療養
小規模多機能型居宅介護(宿泊時)	○	居宅療養	居宅療養
自宅(戸建・集合住宅)	○	居宅療養	居宅療養
デイサービス(通所介護)	×	×	×
デイケア(通所リハビリ)	×	×	×

し同意を得る必要があるとされた。居宅療養管理指導のサービス提供内容は、医療保険の診療録(カルテ)に記載すればよく、枠組みまたはアンダーラインで医療保険との区別をするよう言及。指導・監査については、神奈川県が集団講習会(指導を実施。事前に「チェック

### 最も多い返戻は公費併用

「請求編」では記載要領を提示し、よくある返戻パターンを紹介。国保連合会から送付される「返戻(保留)一覧表」の備考欄に「ASSA」のエラーコードが記されている場合、多くが単純な計算・記載ミスであるとした。中でも公費併用のケースが多く、明細書の「公費対象単位数」(公

クリスト」が各事業所に送付され、自主点検を行うこととなっているとした。多岐にわたる高齢者施設の類型を整理「算定編」では主に歯科医師と歯科衛生士が行う居宅療養管理指導の要件について説明。今次改定から必須化されたケアマネジャーへの情報提供の文書例、情報提供が不要な例外パターン※を提示した。乱立する高齢者施設の類型については、介護保険と医療保険の

## 医療費相談室のご案内

相談無料

治療費や保険証のことでお困りの患者さんがおられましたら、お気軽にご連絡ください。

毎月第3水曜日 午後2時～5時  
医療費相談室 TEL:045-313-2225  
相談予約：保険医協会事務局 TEL:045-313-2111

使える制度があるか一度聞いてみよう！

注意) 通話料は、相談者のご負担となりますのでご了承ください。治療方法等医学的なご相談はお受けできません。また、医療費の融資は実施しておりませんので、ご了承ください。

## 嚥下研究会シリーズ第4弾 好評につき 「歯科」編で開催決定



多職種連携に向け進行中

前回研究会の様子

### 9月下旬を予定

川崎支部では、「口から食べる」をテーマに、歯科・歯科会員がともに参加できる会を継続企画。5月には、コメディカル、介護職の声を受けて、シリーズ第3弾目「飲み込み困難の事例検討会」を開催しました。当日は定員超えの参加者で、アンケートでも8割が「大変参考になった」との回答が寄せられました。続く今回は、同じく質問・要望が多かった歯科分野での飲み込み困難について、在宅医療に携わる歯科・歯科医療機関及びコメディカル・福祉職の方向けに、講演会を実施します。当日は質疑応答、意見交換も行います。

## よくある歯科の介護保険Q&A

- Q1 居宅療養管理指導費を算定するにあたってケアマネジャーに行う情報提供は、1カ月に1回でいいの？  
A1 ケアマネへの情報提供は算定の都度必要。月2回算定するならば、2回情報提供が必要です。
- Q2 デイサービス中の患者に歯科訪問診療料と居宅療養管理指導費は算定できるか？  
A2 デイサービス先は居宅ではないため、いずれも算定できません。
- Q3 80の医療証(県重度障害者医療費助成制度)を持っている患者は、自己負担なしで居宅療養管理指導費を算定してもいいか？  
A3 80の医療証は医療保険にしか使えません。介護保険では利用者から通常通り1割を徴収します。
- ◆介護保険に関するご質問は協会まで☎045-313-2111

\*請求書・明細書などの各種様式は、医療介護の情報サイト「WAMNET」(<http://www.wam.go.jp/>)⇒画面左上「介護」のインデックス⇒左の「介護様式事例集」よりダウンロードできます。

\*神奈川県からのお知らせは、「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/w20/wpJTop.aspx>)に随時掲載されます。

費請求額」への記載ミスが多いこと、生活保護(介護扶助)では被保険者である生保と生保単独では前者と後者と給付率が異なることなど注意を促した。

※情報提供に関する例外規定  
以下の場合、情報提供がなくても算定できる。

①居宅療養管理指導以外の介護サービスを利用していないため、ケアマネジャーがいない利用者。

②自らケアプランを作成しているためケアマネジャーがいない利用者(必要に応じて、介護サービス事業者が直接情報提供する)。